

## 災害応急活動支援システム「多助」ソフトウェア使用許諾書

## (総則)

- 第1条 一般財団法人消防防災科学センター（以下「甲」という。）は、災害応急活動支援システム「多助」（以下「多助」という。）ソフトウェアの使用許諾に関わる必要な事項を本使用許諾書で定める。
- 2 多助利用の団体（以下「乙」という。）は、利用開始前に「様式1 災害応急活動支援システム「多助」ソフトウェア利用申込書」（以下「申込書」という。）を提出し、プログラムのインストール作業前までに「様式2 災害応急活動支援システム「多助」ソフトウェア利用装置届」（以下「多助利用装置」という。）を提出するものとする。

## (定義)

第2条 本使用許諾書で使用する用語の意味は、次の各号のとおりとする。

## (1) ドキュメント

甲が無償で提供する「別紙表1 提供するドキュメント一覧（1）、（2）」をいう。

## (2) プログラム

甲が無償で提供する「別紙表2 提供するプログラム」をいう。

## (3) 貸与品

甲が無償で提供するドキュメントとプログラムの物理媒体をいう。

## (4) 書換

甲が指定するプログラムの一部をドキュメントに従い、乙の責任で乙固有の情報に変更することをいう。

## (5) 改変

乙の責任でプログラムに創作的な表現を加えて機能変更することをいう。

## (6) 乙の組織等

乙の内部組織及び乙と共同で災害応急活動等の業務を行う外部の組織をいう。

## (多助ソフトウェアの使用許諾)

第3条 甲は、乙に対し非独占的で、譲渡不能な次の各号に掲げた権利（以下「使用权」という。）を無償で使用することを許諾する。

- (1) 乙が多助利用装置にプログラムをインストールして、多助を利用すること。
- (2) 乙の組織等に属する者が日常的に多助を利用すること。

## (著作権)

第4条 甲から乙に提供される貸与品の著作権は、甲が有するものとする。

2 甲は、貸与品の著作権に係る対価は、乙に求めないものとする。

## (多助利用のための環境の構築と貸与品の管理)

第5条 乙は、多助利用のために自らの責任で次の各号を実施すること。

- (1) ドキュメントに従い、多助利用装置の整備をおこなうこと。
- (2) ドキュメントに従いインストールするプログラムの一部を書換えること。一部書換えたプログラムの著作権は、甲に帰属するものとする。
- (3) プログラムを多助利用装置にインストールすること。
- (4) 「別紙表3 甲が指定するソフトウェア一覧」に記載のソフトウェアを乙の責任で入手し、そのインストールをおこなうこと。そのソフトウェアのインストールに係る設定情報等は、「別紙表1 提供するドキュメント一覧 (1) (2)」による。
- (5) 「別紙表4 甲が指定し乙が契約を行う会社の一覧」に記載の会社とソフトウェア利用サービス等の利用契約の締結をおこなうこと。
- (6) 貸与品は、多助利用中は適正に管理し、利用終了後は速やかに甲に返却すること。

#### (プログラムの改変)

第6条 乙は、前条(2)項以外の個所で、機能上必要な部分については甲と協議行った場合にのみ、プログラムを改変できる。改変した部分のプログラムの著作権は、二次的著作物として乙に帰属する。

- 2 第1項のプログラム改変が従来の機能より優れている場合は、甲がセンターホームページにその情報を公開することとし、乙はそれに協力するものとする。
- 3 乙は、第1項のプログラムを他の団体も利用できるよう配慮しなければならない。

#### (禁止事項)

第7条 乙は、次の各号をしてはならない。

- (1) 使用权を第三者に譲渡し、担保に供し、若しくはその他の方法で使用させる
- (2) プログラムの複製及びプログラムを多助利用装置以外にインストールすること
- (3) 第5条(2)及び前条に該当しない部分についてのプログラムの解析、改変
- (4) 許諾された使用权以外の行為
- (5) プログラムに関する技術の漏洩

#### (保証及び甲の免責)

第8条 プログラムは、甲が構築した環境においての動作を保証し、乙が第5条で構築した環境においての動作は保証の限りではない。

- 2 乙が許諾された使用权を行使することにより生じた、次の各号については、乙は自らの責任と費用で解決するものとし、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
  - (1) 乙や乙の組織等に属する者若しくは第三者に与えた損害
  - (2) 第三者との間で著作権、特許権、その他無形財産権の侵害を理由とした紛争

#### (秘密保持)

第9条 乙は、甲から提供される貸与品及び本使用許諾書の内容について秘密を保持するものとし、甲の承諾を得ることなく第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 乙は、多助構築・運用に係る業務を第三者に委託する場合は、乙と委託先は貸与品及び

本使用許諾書の内容について秘密を保持する契約を締結し、委託先からの漏洩を防止すること。

3 利用終了後においても、前二項の規定は、なお有効なものとして存続する。

(利用期間及び利用の終了)

第10条 多助利用期間は、申込書に記載の申込日から1年後の前日（以下「利用期間終了日」という。）までとする。

2 甲又は乙から多助利用終了の申し出がない限り利用期間終了日は、自動的に1年間延長するものとする。

3 多助の利用終了は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 甲又は乙が利用期間終了日又は利用終了を希望する日の30日前までに、文書で相手方に利用終了の申し出をおこなったとき。

(2) 甲が乙に対し、本使用許諾書に規定する条件に違反したことを文書で通知したとき。

(使用許諾書の変更)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙に事前の通知を行うことなく、いつでも本使用許諾書の条項を変更又は新たな条項を追加することができるものとする。

2 甲は、本使用許諾書の条項を変更又は新たな条項を追加したときは、遅滞なく甲のホームページに掲載し公表するものとする。

3 前項の公表後に、乙が多助の利用を継続するときは、乙が変更又は追加後の条項に同意したものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第12条 本使用許諾書には、日本法が適用されるものとする。

2 本使用許諾書に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

附則

本書は、平成30年4月1日から施行する。

表1 提供するドキュメント一覧

	資料名称	数量
(1) 冊子(紙)で提供するドキュメント		
1	災害応急活動支援システム「多助」運用手引書 1. サーバ関連手順マニュアル(構築編) 2. サーバ関連手順マニュアル(業務運用編) 3. サーバ構築 参考資料	1冊
(2) 電子媒体(DVD)で提供するドキュメント		
1	災害応急活動支援システム「多助」運用手引書((1)項のデータ版)	1枚
2	設計図書	
(3) センターホームページで公開、ダウンロードできるドキュメント		
1	災害応急活動支援システム「多助」操作説明書	—

表2 提供するプログラム

	装置名	格納ファイル名称	提供媒体	数量
1	サーバ装置(アプリ)	01.Server_code.zip	DVD (表1(2)に 同梱)	1
2	iPhone系スマートフォン	02.iOS_code.zip		
3	Android系スマートフォン	03.Android_code.zip		
4	Windowsパソコン	04.ClientPC_code.zip		
5	サーバ装置(データベース)	05.DataBase_code.zip		

表3 甲が指定するソフトウェア一覧

	ソフトウェア名称	指定Ver
1	Red Hat Enterprise Linux 又は CentOS 推奨	RHT6.5 相当品
2	apache (Ver)	2.2.15 相当品
3	clamav	最新 Ver
4	clamd	最新 Ver
5	Java	1.6.0 及び 1.7.0 相当品
6	Tomcat	6.0.24 相当品
7	PostgreSQL	9.6 相当品
8	PgPool-II	3.5 相当品

表4 甲が指定し乙が契約を行う会社の一覧

	取得情報又は利用サービス	契約会社名
1	サーバドメイン名取得	お名前.com等の会社
2	サーバSSL認証取得	
3	AppleIDのほか各種証明書の取得	Apple社
4	Googleアカウントのほか各種証明書の取得	Google社
5	地図データ配信サービス「いつもNAVI/API3.0」	ゼンリンデータコム社

以上